

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 [第 21 回]

令和 4 年 5 月 31 日(火) 午後 7 時 00 分
松川町役場 2 階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・ 委員長
- ・ 町長
- ・ JR 東海
- ・ 長野県

3. 会議事項

- (1) 副委員長の選出について
- (2) 発生土運搬状況について [別冊]
- (3) 車両モニタリング調査及び移動コンテナ局測定結果について [P 4]
- (4) 7 月以降の松川 I C 方面運行計画について [別冊]

4. その他

5. 閉 会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

| 区分 | 氏名 | 所属役職等 | 備考 |
|-----|-------|------------------------|-----|
| (1) | 知久 克志 | 古町区会 | |
| (1) | 新井 正彦 | 上新井区会 | |
| (1) | 稲福 博幸 | 名子区会 | |
| (1) | 村田 肇 | 大島区会 | |
| (1) | 矢澤 登 | 上片桐区会 | |
| (1) | 北林 昇 | 福与区会 | |
| (1) | 唐沢 寛文 | 部奈区会 | |
| (1) | 下澤 義彦 | 生東区会 | |
| (2) | 米山 俊孝 | 松川町議会 推薦 | |
| (2) | 川瀬八十治 | 松川町議会 推薦 | |
| (2) | 黒澤 哲郎 | 松川町議会 推薦 | 委員長 |
| (3) | 橋爪 和也 | 自然環境関係識見者 | |
| (3) | 寺沢 秀文 | 不動産関係識見者 | |
| (4) | 松下 敏章 | 松川町農業委員会 会長 | |
| (4) | 熊岡 正志 | JA みなみ信州松川支所 経営委員長 | |
| (4) | 小澤 文人 | 松川町商工会 会長 | |
| (4) | 矢澤 良一 | 松川町商工会 建設業部会長 | |
| (4) | 宮下 彰 | 南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長 | |
| (4) | 熊谷 宗明 | 信州松川くだもの観光協会 | |
| (4) | 熊谷 誠 | 松川町交通安全協会 会長 | |
| (4) | 神田 葉子 | 松川町交通安全協会 女性部長 | |
| (4) | 小林 幸彦 | 松川町交番 所長 | |
| (4) | 松浦 善文 | 松川町教育委員会 | |
| (5) | 西尾 明廣 | 公募委員 | |
| (5) | 北原 俊秀 | 公募委員 | |
| (5) | 寺沢 茂春 | 公募委員 | |

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
(5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR東海等に対し説明者の出席を求めることを予定している。

(主催者側) 出席者名簿

※敬称略

○J R 東海

- ・中央新幹線建設部 名古屋建設部

担当部長 古谷 佳久

中央新幹線長野工事事務所

担当課長 太田垣宏司

主 席 工藤 優翔

大鹿分室長 水上 英也

主 任 水野 隆二

○長 野 県

- ・飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

調整課長 大島 則雄

課長補佐 田中 和義

○松川町

町 長

宮下 智博

副 町 長

岡田 憲輔

- ・事 務 局

リニア対策課長

小沢 雅和

係長

片桐比呂巳

モニタリング調査結果（2回目）

1. 実施日 令和4年5月12日（木）

2. 調査地点

①上新井交差点 ②東浦交差点 ③的場橋 ④鶴部交差点

3. 調査結果

- ・台数は交差点内に侵入した大型ダンプの台数とする
- ・時間帯は調査地点毎に設定

JR東海の伊那への運行計画

往路① 8:30～10:30 ②10:30～15:00

復路①10:30～12:30 ②15:00～17:00

①上新井交差点（往復）

| 時間 | 台数（内、黄色ゼッケン） | 前回調査の台数 |
|-------------|--------------|-----------|
| 8:30～10:30 | 181台（36台） | 154台（16台） |
| 10:30～12:30 | 144台（26台） | 100台（10台） |
| 12:30～14:30 | 128台（26台） | 107台（2台） |
| 14:30～16:30 | 139台（20台） | 92台（14台） |
| 16:30～17:00 | 15台（1台） | 27台（2台） |

- ・あいさつクラクション2件（ゼッケン無しダンプ）
- ・ゼッケンの前後色違い等は無かった
- ・2台以上の連行が複数回有り
- ・タイヤ等の汚れは無くキレイであった
- ・黄色信号で交差点進入するダンプ有り（ゼッケン無しダンプ）
- ・ライトの昼間点灯ダンプが複数台有り
- ・交差点への進入は徐行運転している
- ・対向車への譲り合い運転をしていたので、渋滞が無かった
- ・荷台シートがきちんとされていた（ゼッケン有りダンプ）

②東浦交差点（往路）

| 時間 | 台数（内、黄色ゼッケン） | 前回調査の台数 |
|-------------|--------------|----------|
| 8:30～10:30 | 74台（34台） | 9台（5台） |
| 10:30～12:30 | 27台（4台） | 9台（7台） |
| 12:30～14:30 | 35台（23台） | 6台（0台） |
| 14:30～15:30 | 16台（14台） | 12台（10台） |

- ・あいさつクラクション1件（ゼッケン無しダンプ）
- ・2台以上の連行が複数回有り
- ・十分な車間が確保されていた

③的場橋（往路）

| 時間 | 台数（内、黄色ゼッケン） | 前回調査の台数 |
|-------------|--------------|---------|
| 8：30～10：30 | 22台（17台） | 5台（4台） |
| 10：30～12：30 | 7台（4台） | 3台（3台） |
| 12：30～14：30 | 10台（7台） | 1台（0台） |
| 14：30～15：30 | 14台（12台） | 7台（7台） |

- ・的場橋での譲り合い運転をしていた
- ・2台以上の連行が複数回有り
- ・「最後尾」表示のダンプが10時35分頃通過した

④鶴部交差点（復路）

| 時間 | 台数（内、黄色ゼッケン） | 前回調査の台数 |
|-------------|--------------|---------|
| 10：00～10：30 | 26台（10台） | 15台（0台） |
| 10：30～12：30 | 72台（17台） | 24台（5台） |
| 12：30～14：30 | 63台（18台） | 27台（7台） |
| 14：30～16：30 | 92台（23台） | 28台（2台） |
| 16：30～17：00 | 12台（0台） | 12台（3台） |

- ・鶴部線への左折時は徐行運転していた
- ・2台以上の連行が複数回有り

《所見》

- 1) ゼッケン有りのダンプは運転マナーがよく安全運転であった。
- 2) ゼッケンの前後色違い等のダンプは無く、前回の要望したことが徹底されていた。
- 3) 運搬台数が多くなってきたことから、2～4台で連行するダンプが多く見られた。（ゼッケン有りダンプ、ゼッケン無しダンプ共に）
- 4) この調査結果を、松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会とリニア中央新幹線発生土運搬安全対策連絡協議会へ報告します。
- 5) 運搬台数が多くなってきているため、引き続き安全運転での運行をJR東海へ要望する。

移動コンテナ局No.2測定結果 (松川町交流センターみらい)

1 窒素酸化物

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

【環境基準】1時間値が0.04 ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

| 項目 | 単位 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|------------------------------|-------|-------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 有効測定日数 | [日] | 17 | 30 | | | | | | | | | | | | 47 |
| 測定時間 | [時間] | 406 | 715 | | | | | | | | | | | | 1121 |
| 月平均値 | [ppm] | 0.005 | 0.006 | | | | | | | | | | | | 0.005 |
| 1時間値最高値 | [ppm] | 0.013 | 0.020 | | | | | | | | | | | | 0.020 |
| 日平均最高値 | [ppm] | 0.007 | 0.013 | | | | | | | | | | | | 0.013 |
| 日平均値が0.06 ppmを超えた日数 | [日] | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 0 |
| 日平均値が0.04 ppm以上0.06 ppm以下の日数 | [日] | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 0 |

(2) 一酸化窒素 (NO)

| 項目 | 単位 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|---------|-------|-------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 有効測定日数 | [日] | 17 | 30 | | | | | | | | | | | | 47 |
| 測定時間 | [時間] | 406 | 715 | | | | | | | | | | | | 1121 |
| 月平均値 | [ppm] | 0.001 | 0.002 | | | | | | | | | | | | 0.002 |
| 1時間値最高値 | [ppm] | 0.007 | 0.013 | | | | | | | | | | | | 0.013 |
| 日平均最高値 | [ppm] | 0.002 | 0.007 | | | | | | | | | | | | 0.007 |

(3) 窒素酸化物 (NOx : NO+NO₂)

| 項目 | 単位 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|---|-------|-------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 有効測定日数 | [日] | 17 | 30 | | | | | | | | | | | | 47 |
| 測定時間 | [時間] | 406 | 715 | | | | | | | | | | | | 1121 |
| 月平均値 | [ppm] | 0.006 | 0.007 | | | | | | | | | | | | 0.007 |
| 1時間値最高値 | [ppm] | 0.019 | 0.028 | | | | | | | | | | | | 0.028 |
| 日平均最高値 | [ppm] | 0.010 | 0.019 | | | | | | | | | | | | 0.019 |
| 月平均値NO _x (NO+NO ₂) | [%] | 78.6 | 75.8 | | | | | | | | | | | | 76.8 |

2 浮遊粒子状物質 (SPM)

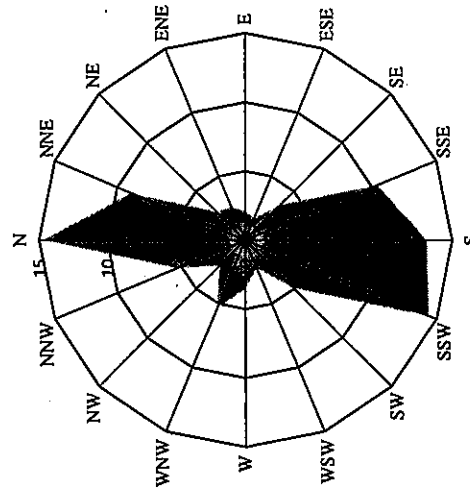
【環境基準】1時間値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。

| 項目 | 単位 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|-------------------------------------|----------------------|-------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 有効測定日数 | [日] | 17 | 30 | | | | | | | | | | | | 47 |
| 測定時間 | [時間] | 408 | 720 | | | | | | | | | | | | 1128 |
| 月平均値 | [mg/m ³] | 0.010 | 0.013 | | | | | | | | | | | | 0.012 |
| 1時間値最高値 | [mg/m ³] | 0.051 | 0.037 | | | | | | | | | | | | 0.051 |
| 日平均最高値 | [mg/m ³] | 0.024 | 0.028 | | | | | | | | | | | | 0.028 |
| 1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数 | [時間] | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 0 |
| 日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数 | [日] | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 0 |

3 風向 (WD) 及び風速 (WS)

| 項目 | 単位 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|-----------|--------|------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|
| 有効測定日数 | [日] | 17 | 30 | | | | | | | | | | | | 47 |
| 測定時間 | [時間] | 408 | 720 | | | | | | | | | | | | 1128 |
| 平均風速 | [m/s] | 2.6 | 2.6 | | | | | | | | | | | | 2.6 |
| 最多風向 | [16方位] | S | N | | | | | | | | | | | | S |
| 最多風向の割合 | [%] | 15.9 | 14.7 | | | | | | | | | | | | 14.2 |
| 1時間値の最大風速 | [m/s] | 7.2 | 8.2 | | | | | | | | | | | | 8.2 |

風配図 (4月)



| 風向 | 頻度[%] |
|------|-------|
| N | 14.7 |
| NNE | 8.9 |
| NE | 2.9 |
| ENE | 2.6 |
| E | 2.1 |
| ESE | 1.7 |
| SE | 3.6 |
| SSE | 10.4 |
| S | 13.2 |
| SSW | 14.4 |
| SW | 4.9 |
| WSW | 2.2 |
| W | 3.5 |
| WNW | 5.4 |
| NW | 2.6 |
| NNW | 5.3 |
| CALM | 1.5 |

注1) 測定期間は2022年3月15日～2022年4月30日

注2) 速報値であり、今後修正される可能性がある

松川町ホームページへ寄せられたご質問について

令和4年2月4日及び令和4年3月9日に、リニア中央新幹線建設工事対策委員の方よりご質問をいただきました。

○質問1

労働災害の情報公開の基準について JR と検討したほうが良いのではないか。

■回答

個別の事象については、事象の内容、損傷の程度、経緯等を踏まえ、地域への生活や自然環境に影響を及ぼすことが想定され、地域関係者との間で内容や対応を共有・協議すべき場合には対策委員会等で報告することを考えていますが、中川村・大鹿村の3町村で組織するリニア中央新幹線発生土運搬安全対策連絡協議会において、意見交換しながら内容を検討いたします。

○質問2

要対策土について、専門家を招いて、リニア対策委員会や議会リニア特別対策委員会等で知識を身に付けておいた方が良いのではないか。

■回答

要対策土については、北部5町村や、中川村・大鹿村の3町村で組織するリニア中央新幹線発生土運搬安全対策連絡協議会等で、学習会等について検討いたします。

○質問3

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会の会議資料について、資料をPDFで事前配布するようにはできないか。

■回答

会議資料については、直前に作成する資料もあるため、事前配布は難しいですが、可能なものにつきましては対応方を検討させていただきます。

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会（以下、委員会という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
- (2) 町議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関及び関係団体代表
- (5) 公募委員
- (6) その他町長が必要と認めた者

2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。
- 3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

- 2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。
- 3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長はリニア対策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場リニア対策課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

